

日本交通学会評議員会規程

2007年10月 6日制定

2010年10月 2日改正

(設置の目的)

第1条 日本交通学会は、日本交通学会会則第2条に定められた目的を円滑かつ効果的に達成するために、評議員会を置く。

(業務)

第2条 評議員会は、次に掲げる事項につき、会長の諮問に応じて協議し、意見を述べる。

- (1) 予算案、決算案に関する事項
- (2) 重要な規約制定、改正に関する事項
- (3) その他会務、財務に関連する重要な事項

(構成)

第3条 評議員会は、評議員25名以内から構成される。

(評議員会の開催)

第4条 評議員会は、会長が招集する。

- 2 評議員会の議長は、原則として、会長が務める。
- 3 会長に特別の事情がある場合には評議員会の互選により議長代理を置く。
- 4 評議員会には、議長が必要と認める時、評議員以外の者の出席を求めることができる。

(評議員会の定足数)

第5条 評議員会は委任状を含めて評議員会構成員の過半数の出席をもって成立する。

(評議員会の表決)

第6条 評議員会の議決は委任状を含めた出席者の過半数の賛成によってなされる。

- 2 第1項の議決に際して、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(細則)

第7条 本規定の実施に必要な内規等については、評議員会において別に定める。

(変更)

第8条 本規定の変更は、総会の議を経ることを要する。

付則 この規定は2007年10月7日から施行する。

付則 この規定は2010年10月2日から施行する。